

「2019年度神奈川県失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」のご利用を ご検討中の皆様へ

神奈川県言語聴覚士会

神奈川県言語聴覚士会は、神奈川県からの委託を受け、失語症により意思疎通を図ることが困難な方への外出の同行や公共交通機関利用時の援助、各種会合でのコミュニケーションの援助を行う「失語症者向け意思疎通支援者」を派遣する事業を実施します。

事業の内容は以下の通りとなりますので、ご不明な点がございましたら下欄連絡先までご連絡ください。



どのような人が対象となるのでしょうか？

神奈川県内に居住し、失語症により意思疎通を図ることが困難な方が対象となります（構音障害など失語症以外の言語障害は対象となりません）。なお、2019年度は試験的に事業を実施するため、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の有無は問いません。

どのようなときに派遣してもらえるのでしょうか？

以下のいずれかに該当する場合には、派遣対象となります。

- 1) 失語症友の会やサロンなど、失語症者のために行われる団体活動や催し物への参加
- 2) 買い物、通院、行政窓口での各種手続き
- 3) 余暇活動や研修など、社会参加を促進するために必要と認められる場合

なお、お申込みいただいた後にコーディネーターが詳細を伺ったうえで派遣の可否を決定致しますので、ご希望に沿えない可能性もありますことをご承知おきください。

料金はどのくらいかかるのでしょうか？

無料です。但し、待ち合わせ場所からの交通費や施設利用料、参加費など失語症者向け意思疎通支援者に必要な経費は、ご利用される失語症者のご負担となります。

利用したいとき、どのように申請すればよいのでしょうか？

①まず、「失語症者向け意思疎通支援者派遣申請書」をお取り寄せてください。

○Eメールで取り寄せる：

ishisotsuu@kanagawa-slht.org 件名に「派遣申請書希望」とご記載ください。

○神奈川県言語聴覚士会のホームページ (<https://kanagawa-slht.org>) からダウンロードする：
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業のページからダウンロードをお願いします。

②取り寄せた「失語症者向け意思疎通支援者派遣申請書」に必要事項をご記入のうえ、派遣当日の3週間前までに、郵送・FAX・Eメールにてお申込みください。

(郵送) 〒236-0005 神奈川県横浜市金沢区並木2-8-1 横浜なみきりハビリテーション病院
阿部 学 宛

(FAX) 045-788-0031 (宛名は郵送先と同じ)

(Eメール) ishisotsuu@kanagawa-slht.org